**◇国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二〇一号）（内閣官房）

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和四年一〇月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年六月一日とすることとした。

**◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二〇二号）（国土交通省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年五月三一日とすることとした。

**◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二〇三号）（国土交通省）

一　建築基準法施行令の一部改正関係

限定特定行政庁が行う事務として、応急仮設建築物の存続期間の延長に関する事務を追加するものとすることとした。（第一四八条第二項関係）

二　施行期日

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月三一日）から施行することとした。

**◇地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二〇四号）（総務省）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三五号）（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和四年一〇月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年六月一日とすることとした。

**◇重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二〇五号）（内閣府本府）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八四号）の一部の施行期日は、令和四年六月一日とすることとした。

**◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二〇六号）（内閣府本府）

1　本府に置かれる政策統括官の定数を改めることとした。（第一条関係）

2　政策統括官の職務を追加することとした。（第三条関係）

3　大臣官房に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第八条関係）

4　本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

5　本府に置かれる参事官のうち一人の設置期間を令和七年三月三一日までとすることとした。（附則第九条関係）

6　この政令は、令和四年六月一日から施行することとした。

**◇土地等利用状況審議会令**（政令第二〇七号）（内閣府本府）

1　土地等利用状況審議会（以下「審議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第一条関係）

2　審議会の定足数及び議決について定め、これらを部会の議事について準用することとした。（第二条関係）

3　審議会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第三条関係）

4　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　この政令は、令和四年六月一日から施行することとした。

**◇特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二〇八号）（総務省）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二七号）の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

**◇労働者協同組合法施行令**（政令第二〇九号）（厚生労働省）

1　労働者協同組合が行うことができない事業

労働者協同組合法（以下「法」という。）第七条第二項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に掲げる労働者派遣事業とすることとした。（第一条関係）

2　組合員以外の者からの監事の選任を要する労働者協同組合の範囲

法第三二条第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時における組合員の総数が一、〇〇〇人であること等とすることとした。（第二条関係）

3　会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替え

法の規定により会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについて、所要の規定を定めることとした。（第三条～第六条及び第八条～第一〇条関係）

4　書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等

法第五三条第四項及び第七項（これらの規定を法第一一八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第一一条第三項に規定する電磁的方法をいう。）により提供しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと等とすることとした。（第七条関係）

5　施行期日等

㈠　出資の割当てを受けることができない者

法附則第八条第一項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法第一八条第一項の規定により組織変更（法附則第四条に規定する組織変更をいう。以下同じ。）前の企業組合（中小企業等協同組合法第三条第四号に掲げる企業組合をいう。㈡において同じ。）から脱退することとなる組合員とすることとした。（附則第二条関係）

㈡　企業組合の組織変更の登記

企業組合が組織変更をしたときは、法附則第五条第四項第七号に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後の労働者協同組合については設立の登記をしなければならないこと等とすることとした。（附則第三条関係）

㈢　特定非営利活動法人の組織変更の登記

㈡は、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が組織変更をした場合について準用することとした。（附則第四条関係）

㈣　組合等登記令の一部改正

労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を組合等登記令の規定の適用対象とするため、同令別表にこれらの法人を追加することとした。（附則第五条関係）

㈤　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。

**◇水道法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一〇号）（厚生労働省）

1　給水装置工事主任技術者試験に係る受験手数料の額を二万一、三〇〇円に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。